

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427

田
五
一
二
〇
吉
跡
ノ
ス
ナ
カ
ク
外

極秘
無期限
部の内
号

極秘
無期限
部の内
号

針

事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

参酌局長
参酌課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
安全保障課長
北米

吉野局長、スティーガー公使会談

46. 1. 21

米北1

1月20日 スティーガー公使と吉野アメリカ局長と

訪談会談を5行したと3、要旨 記す。

(当方: 大河原アメリカ局長参事官、千葉北米第一課長、

官房安全保障課長、有馬参事官参事官、佐藤、

加藤両北米第一課参事官、先方: マーロン参事官、

シムイツ、グリン両書記官同席)

1. FBIS

スティーガーより、本エ11日 在米大使館 Annex 1 =

22(2) 北海道千歳の1と FBIS は 24月11日

GA-5

外務省

192

両者は夫々機構的に separate role

あり、IT 22、異、IT 機能は果しては
(IT 22、官房課長より、千歳の FBIS は米軍の

一部は IT 22 であり、米軍は IT 22 資料に

よる、右は、IT 米軍に IT 22 あり、

(logistics, administration により)

operation により CIA の管理の下にあり、

22、IT 22 SOFA (協定) との関連の問題あり、

と (IT 22) 3、IT 22 千歳の FBIS は IT 22 施設

と IT 22 designate 22 あり、又 IT 22 の FBIS の

IT 22 合同 東京の IT 22 同様 米大使館の IT 22

IT 22 あり、IT 22 方法 IT 22 処理し、IT 22 あり

(IT 22) 22、当方より検討 IT 22 あり

2. 外資問題

(1) IT 22 合同の IT 22 目的は OCC (Olinow)

GA-6

外務省

Coordination Committee) R.V. BA 9 の場合

出席できなかった、現地米系企業界の関心
に乏し、日本政府から米系企業への取扱

につき何らかの written assurance を

示すことは ^{在米} business community の関

係上重要であり、本國政府の承認を以て

承認する米連邦議会の承認を以て

要するものと見られ、1969年11月2日BST 通知

大臣宛 250-1 及び 2 書簡に言及し、米系
外資に与る 銀行等の取扱いに及ぶ

書簡中に 確認された問題の 11月12日
右を 実現するにあり、米側と見れば 上程の

たが written assurance の 4 項目

限り 送還品定には 署名し得ない (not in a position to sign the Agreement)

(2) 吉野局長より、本件を 送還品定署名と認め

7月20日 論外であり、FPA 程より同時に

沖縄には 日米通商航海条約の適用工ル
在沖米企業は 右条約の保護対象と見られる

あり、米側への何らかの保証を以て

合意するに及ぶこととし、「又」は、米側の

(また、往時時より日本側決定の 57% ありと見られる)

感情として、written assurance の 4 項目

の送還品定 (2 項目) を 送る。

(2) 大河原次官より、外資取扱いの問題に
具付決定の 7月20日、沖縄各府庁の
(単一)

調整 ^{と要する} ことあり、その意味で

全く 時局の問題と見られ、57% (7-3)

(日本側は 往時時より回答を以てし、20日)

「又」は、自分自身は impatient に感じ

たが、沖縄には 在沖米系中小企業は

連邦議員に書簡を 送るべき問題

を大きくするに必要あり、在米米大に交渉

米大企業 confidence を維持するに必要あり、
今回交渉の際には、自らの 2月4日コメントに

一歩引退するに必要あり、日本政府の何らかの
indication が必要あり、(米大企業、自らの離日

を 2月に何らかの回答がなければならぬ (米大企業、自らの)
2月1日太河原事務官より、今回の DAF 会合には 1月1日

合意がある、2月4日の離日 2月1日は留意に留意
するに必要あり、但し、交渉は、2月1日-会談のやり取りを
1977年11月の

注意深く読めば、明白に示され、assurance
必ずしも文書の形式に拘束されず、P.C. の回答に

(4) 更に是より、米大企業に示されたものは、一歩引退
外資の進出に拘束され、日本政府の general assurance

であり、他は (4) P.C. に 米大企業より提出する

consolidated questionnaire に 27 日 23 日 回答

其中 licensing arrangement の key
question に 27 日 23 日 回答 27 日 23 日 (米大企業)

27 日 23 日 吉野局長より、1月28日 交渉の進行
状況は、自らの written assurance に

示すに必要あり、不可避に示され、交渉 (1月28日、2月1日)
日本側の意向の表明、2月1日 交渉の進行
状況は、自らの

の 2月1日 交渉の進行状況は、2月1日 交渉の進行
状況は、自らの

(1) 2月1日 吉野局長より、米大企業の自国企業に
対して、米大企業より有利な、more than national

treatment を 示され、2月1日 交渉の進行
状況は、自らの

の 経済的、社会的発展に 不当に disturb

2月1日 交渉の進行状況は、2月1日 交渉の進行

予ハ右ノ事トシテ二二トイフニ至リテ也 (申付トス)

(5) 千葉課長ヨリ、要ヲ以テ各省庁トシテ、前ノ諸如
漸次諸語ヲリツキテ、何題ノ方法ト

タイニツクニ至リ、何如ニシテ。2月4日ヲ以テ (1960)

~~assurances~~ 無理由ニテ *indications* 示

示すニシテ二二トイフ、何如ニシテ (千葉) へ
言ハシメ、米運送業者トシテ、合談 (1960) ン
1960年12月 日ニシテ、1960年 (1960) 年
在沖米企業トシテ、南洋省庁 非公式ニシテ、1960年
1960年 年ニシテ、非常ニ有用ナリトシテ *encourage*
(1960) 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年
日、現地企業トシテ、南洋省庁 年ニシテ、1960年
1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
言解ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年

up 予ハ右ノ事トシテ二二トイフニ至リテ也。

(6) 当方ヨリ、検討中ニ至リ、各省庁ヨリ
追加資料ヲ要請セシメ、右ノ事ニ至リテ也。

右ニシテ、日本側ノ *delaying Tactics* 二
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年
トシテ、1960年 年ニシテ、1960年 年ニシテ、1960年

(1) 二二二 千葉課長より、外国人の在留資格に

ついて、(1) 沖繩に在る(2) 適法に認められた
在留歴を尊重し、好意的に配慮する。(2)

手続的には復帰後速かに日本の法律に
基づく在留資格を認めたい。申請手続を

と云ふ。手続に要する期間については特別
を認める用意あり、とのラインに注釈等と

調整を了した旨伝えた。先方はこれに
多々賛同と云い、右を在沖関係者に伝へ

た。かと云ふ。差支る旨述べた。(先日は
二種 assurance の最も効果的の二種を

希望する旨伝えた。

3. 施設手

(米規則より)

(1) 当方より、当初 1A25, 26, 270 (F) のライノ
提案を引いた。米規則は マカビ-01112520-

27042P20112 available to 53731b12

270.2800 (向催方) 申請入付 2=3. 200

(西日)

米規則より「2」は月末まで都合悪く、又随
のイフエ-トは 4-77-2520 1A240-2A

80-077 (国) の予定に、2月 20, 30, 40 中
の 10 を米規則の説明に、80-1200

(米規則は 1A25 26 270 の施設リスト)

中 30 を (選定) substantial discussion
を引いた。二種 (選定) 5 種 (選定) LT. (01112520)

と云い、右を早く機会に本件手続向催を

希望する旨述べた。先日は (2) は自分からマカビ-01112520-

(引付) 110320112 2520 2620 270 4-77-2520 small revision
を引いた。

に云う。説明書を引いた。二種 (選定) 5 種 (選定) 答へた。

(2) 当方より、本小委に2012年 施設の問題につき

(行方) (施設問題) 決定を待たず、米側の military requirements に基づき contest するに決まっています。

consolidated list (外交上の) 2012 review 中の協定署名時に署名

2012年 10月 20日 (米側) の決定を待たず、米側を待たずして 11月 15日 まで待つことに決まっています。

11月 15日 (米側) の決定を待たず、米側を待たずして 2月 18日 頃 まで待つことに決まっています。

(1A7D) (12) 当方より、米側の提供 2012年 12月 10日 30日 まで civil assets (合意) 道路等の

11月 15日、復旧後地位協定の交渉は 12月 15日 まで待つことに決まっています。 12月 15日 まで待つことに決まっています。 米側は 12月 15日 まで待つことに決まっています。

(4) 復旧前に release したところ、(10)

復旧前に 自衛隊に 引渡されたところ、(11) 米側の復旧後に retain されたところ、(12)

カテゴリーに 分けられたところ、(13) (4) 「2」より、自衛隊に 引渡された施設につき、

復旧前に 自衛隊に 引渡された施設工事等 の業務を 待たずして 施設自体は

復旧後に 米側から retain されたところ、(14) 米側は 12月 15日 まで待つことに決まっています。

異議は 12月 15日 まで待つことに決まっています。 米側は 12月 15日 まで待つことに決まっています。

通報あり 12月 15日 まで待つことに決まっています。 (5) 官川課長より、米側関係者と話し合ったところ、(15) 12月 15日、18日 自衛隊に 引渡された施設につき、

軍国信局の最終的答を待たずして
7/12 STGの7/22討議 (7/11) 意向

7/12の答 (7/11) は「2」は4の案に
7/12 確かぬと答へた。

4 米國資産引渡問題
(別途記録作成)

秘
無期限

条約課長

押

BAG 令合

(在米大使館員内話)

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

7. 1. 29

米北1

1/28 在米大使館 グラントン書記官と電話

連絡の際、本件につき先方の述べたことは要旨次の
とおり。経緯を下記。

(BAG via 側から)
1. スナイグ公使より 送還決定署名は3-4月との
報道がある。これは確かか、米資本企業取扱問題

につき日本側から何の具体的回答もなされ

disturbing であり、何故かこれだけの話になる

のである。この点については、スナイグ公使より

日本政府の検討の進捗を来週、自衛(2)

(2A40)
0-10月12日までに何らかの response
があると思われ。右 response の内容

を5227とLT115 回答LT:2-3. 先方は
よく727 日本政府に於て written assurance

に固執し、右に於ては全体的 total despair
なると見られる。

2. BAG ヲバ-9 中には、2752-公使の
一昨(12)日の^(07期に)答、^(2A40)内容を
議会筋に5752カリ2とE 亦21125-27
及び5752あり。(但し 具体的 firm の名は

詳かにして理由)

3. 全合の雰囲気はかなり厳しく、冗談211212
2752-公使以下 half crucified の
状態2752。